

騒音規制法
 特定工場等に係る規制基準(平成24年3月30日志布志市告示第34号)

時間の区分 区域の区分	朝・夕	昼間	夜間
	午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	午前8時～午後7時	午後10時～ 翌日の午前6時
第1種区域	45デシベル	50デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	60デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	55デシベル

特定建設作業に係る基準

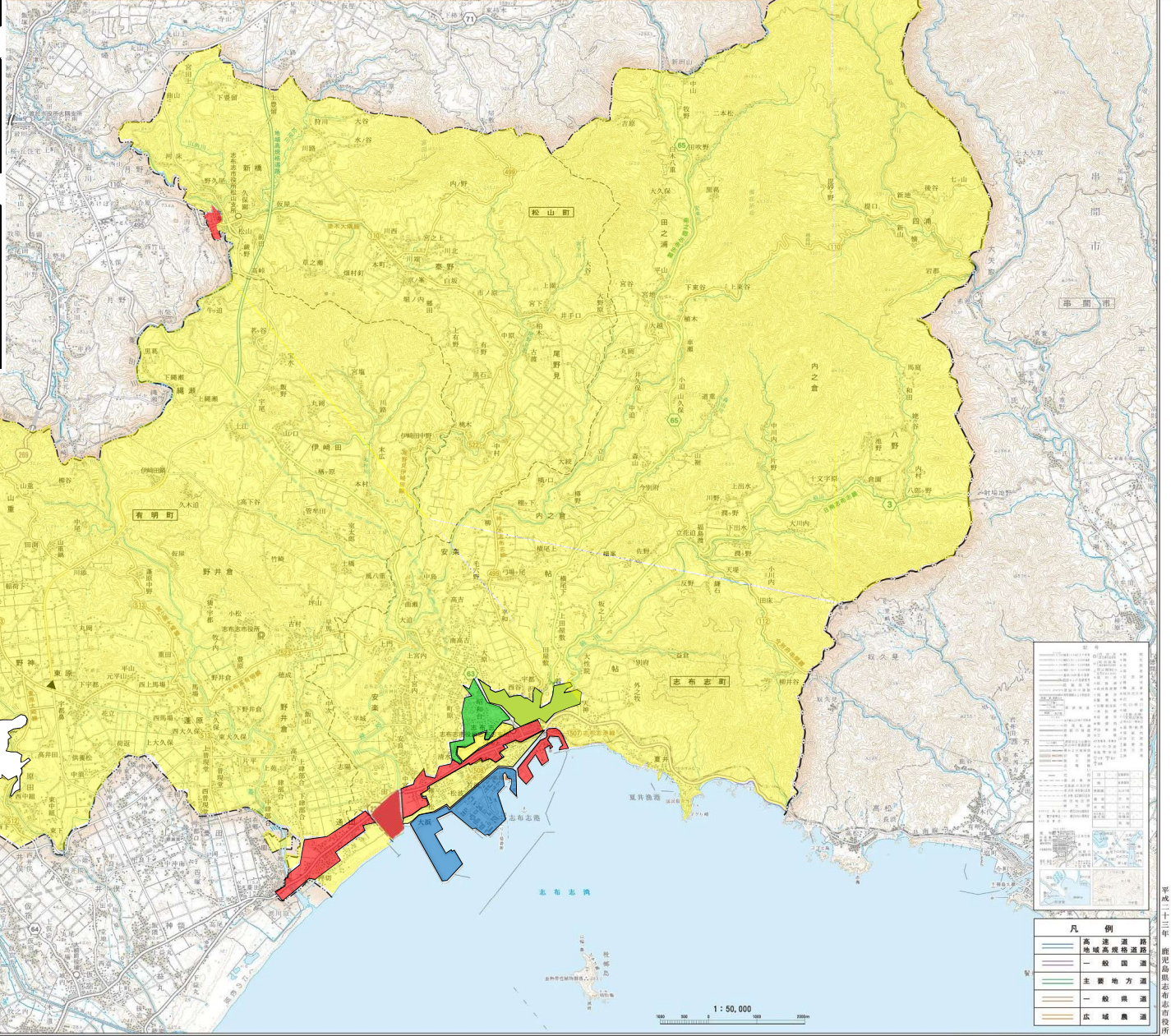
区域区分	基準値	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85デシベル	午後7時～翌日午前7時でないこと	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日、休日でないこと
第2号区域	85デシベル	午後10時～翌日午前6時でないこと	1日14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日、休日でないこと

自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		午前6時～午後10時	午後10時～翌日の午前6時
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

騒音規制法地域指定図

(令和元年10月1日志布志市告示26号)



区域区分(騒音規制法)

特定工場等において、発生する騒音規制に関する基準	区域区分(色)	特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準	区域区分(色)	自動車騒音の要請限度	区域区分(色)
第1種	緑色	第1号	緑色	a区域	緑色
第2種	黄緑色		黄緑色	b区域	黄緑色
	黄色	第2号	黄色	c区域	黄色
第3種	赤色		赤色		赤色
第4種	青色		青色		青色

この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平 23 九 第 41 号)